

施工体制確認型実施要領

1-1. 趣旨

総合評価落札方式を実施するに当たって、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行うことにより、設計図書において求める要件の実現の確実性を審査、評価するものである。

1-2. 評価点と評価値

- 技術評価点＝標準点＋施工体制評価点＋加算点
- 評価値＝技術評価点÷入札価格×1億

標準点 : 100点 (固定)

施工体制評価点 : 30点

【内訳】施工体制確保の確実性に関する項目 : 15点

品質確保の実効性に関する項目 : 15点

加算点 : 総合評価のタイプ毎に設定 (「総合評価方式運用ガイドライン3. 総合評価タイプおよび評価項目」による)

1-3. ヒアリングの実施

1-3-1. 失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての入札参加者に対して、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、その申し込みにかかる価格が調査基準価格以上で入札した者 (「1-2. 評価点と評価値」で規定する評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内である場合にあっては、すべての入札参加者。) については、ヒアリングを実施しないことができる。調査基準価格に満たない者のうち、「調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の応札者のうち評価値最高者を下回る評価値の者」について、ヒアリングを実施しないことができる。

1-3-2. ヒアリングを行おうとする者に対し、追加書類の提出 (「1-4. 追加書類」参照) を求めるものとする。ヒアリングの日時および場所等については別途連絡する。

ヒアリング対象者である旨の連絡および追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、入札参加者あてに連絡するものとする。

1-3-3. ヒアリングに当たってヒアリングの出席者は、「配置予定の主任技術者および監理技術者 (特例監理技術者を含む) (以下、「配置予定技術者」という。) および現場代理人を必ず含め、3名以内とする。(共同企業体においては代表構成員の配置予定技術者とする。)

1-3-4. ヒアリング対象者は、ヒアリングの際に、「1-4. 追加書類」で規定する追加書類のうち添付資料に係る原本を持参し、入札執行者からの求めに応じ、提示しなければならない。

1-3-5. ヒアリング対象者は、ヒアリングに当たっては、「1-4. 追加書類」により提出された追加書類に基づかない説明をすることができない。

1-3-6. 調査基準価格未満で入札をした者がある場合において、その者が低入札価格調査実施要

領に定める「STEP 1 調査」において「STEP 1 調査における判断基準」を満足しないと確認できる場合は、上記の規定 1 にかかわらず、ヒアリング調査を行わないものとする。

1-3-7. 1-3-6 に規定する場合においては、入札執行者は、その者に係る入札を失格とすることができる。

1-4. 追加書類

1-4-1. ヒアリング対象者は、入札執行者があらかじめ指定した期日までに、次に掲げる追加書類（以下、追加書類とする）を郵送または持参の方法により、提出しなければならない。

なお、入札執行者から特に指示がなかった場合は、提出の要請があった日から起算して 3 日以内（土曜、日曜および祝日を除く）に必要な全ての資料を提出するものとする。

【低入札価格調査実施要領に定める様式】※低入札価格調査実施要領にある添付資料の提出は必要としない

- (1) 下請予定業者等一覧表（工事様式 3）
- (2) 配置予定技術者名簿（工事様式 4）
- (3) 資材購入予定先一覧（工事様式 7-2）
- (4) 機械リース元一覧（工事様式 8-2）
- (5) 労務者の確保計画（工事様式 9-1）
- (6) 工種別労務者配置計画（工事様式 9-2）
- (7) 建設副産物の搬出地（工事様式 10）
- (8) 建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式 11）
- (9) 品質管理のための人員体制（工事様式 12-1）
- (10) 品質管理計画書（工事様式 12-2）
- (11) 出来型管理計画書（工事様式 12-3）
- (12) 安全衛生教育等（工事様式 13-1）
- (13) 点検計画（工事様式 13-2）
- (14) 施工体制台帳（工事様式 14）

1-4-2. ヒアリング対象者は、1-4-1 で定める入札執行者が指定するまでの間に限り、追加書類の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、速やかに「(様式) 施工体制確認型（履行確実性）追加書類提出辞退届」を提出するものとする。当該申し出を行ったヒアリング対象者は、失格とする。

1-4-3. ヒアリング対象者は、追加書類を提出した後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

1-4-4. 追加書類の作成等にかかる費用は、ヒアリング対象者の負担とする。

1-4-5. 追加書類の返却および公表は、原則として行わない。

1-5. 施工体制の評価および審査

1-5-1. 入札執行者は、「積算内訳書」ならびに「入札説明書（別紙-1）において求める資料」、「追加書類」および「ヒアリングの結果」等により審査を行い、「施工体制の確保の確実性」および「品質確保の実効性」について評価するものとする。

1-5-2. 評価の配点は以下の表「施工体制（施工体制評価点）」のとおりとする。

表 施工体制（施工体制評価点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評価点
施工体制 （施工体制評価点）	施工体制確保の確実性 【15点】	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
	品質確保の実効性 【15点】	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
施工体制の評価 （施工体制評価点）	30点満点			

1-5-3. 審査方法の概要は以下のとおりである。

(1) 施工体制確保の確実性

- ・ 入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・ 入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。
- ・ 入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（工事様式3）、施工体制台帳（工事様式14））
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（資材購入予定先一覧（工事様式7-2）、機械リース元一覧（工事様式8-2）、労務者の確保計画（工事様式9-1）、工種別労務者配置計画（工事様式9-2））

- ③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（配置予定技術者名簿（工事様式4））

(2) 品質確保の実効性

- ・ 入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・ 入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。
- ・ 入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ①建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（建設副産物の搬出地（工事様式10）、建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式11））
- ②安全確保の体制が構築されると認められるか（安全衛生教育等（工事様式13-1）、点検計画（工事様式13-2））
- ③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（品質管理のための人員体制（工事様式12-1）、品質管理計画書（工事様式12-2）、出来型管理計画書（工事様式12-3））

1-6. その他

- 1-6-1. ヒアリング対象者が、追加書類の全部もしくは一部を提出しない場合（1-4-2で規定する申し出を行っている場合を除く）、提出した追加書類に不備がある場合またはヒアリングに応じない場合は、直ちに履行不能と判断し、悪質なものについては、当該ヒアリング対象者に対し、入札参加停止措置等をとる場合がある。